住所　愛知県小牧市大字二重堀198番地１
　アイアナ・マリザ・メディナ　平成21年７月29日生
住所　広島市安佐南区毘沙門台２丁目６番５号
　マルコ・タデア　平成２年７月24日生
住所　福井市北四ツ居２丁目６番11号
　イツコ・ミノ・ブラウン・ビーズリー　昭和18年１月26日生
住所　千葉県長生郡睦沢町川島1944番地36
　鄭正明　昭和29年２月７日生
住所　川崎市宮前区馬絹1250番地２
　セサル・エンリケ・ベラルデ・アイヨン　昭和46年３月９日生
　フリア・デル・ロサリオ・コルドバ・シンサト　昭和42年４月11日生
　カサンドラ・ベラルデ・コルドバ　平成16年３月３日生
　シルバーナ・ベラルデ・コルドバ　平成19年７月３日生
住所　神奈川県横須賀市佐野町１丁目８番地１
　李在承　昭和31年１月11日生
　金清美　昭和41年６月４日生
　李敬晃　平成11年８月８日生
　李智晃　平成16年２月２日生
住所　神奈川県愛甲郡愛川町春日台１丁目４番地８
　タイ・ホアン・ジュ・ホン　昭和61年７月16日生
住所　神奈川県藤沢市羽鳥５丁目９番14号
　アレキサンドラ・トモミ・ニシジマ　昭和48年８月９日生
住所　神奈川県藤沢市羽鳥５丁目９番14号
　ジュリ・エミリ・ナカオ　平成10年３月10日生
住所　神奈川県藤沢市羽鳥５丁目９番14号
　サブリナ・アミ・ナカオ　平成12年１月30日生
住所　神奈川県藤沢市羽鳥５丁目９番14号
　チアゴ・ユウイチ・ナカオ　平成15年７月23日生
住所　東京都日野市南平７丁目24番地28
　崔禎益　昭和40年８月26日生
　鄭恩叔　昭和43年６月14日生
　崔斗榮　平成７年２月17日生
　崔甫榮　平成９年３月４日生
住所　愛媛県松山市和泉北４丁目４番３号
　陳生希　昭和59年１月31日生
　陳美遥　平成26年12月９日生
住所　兵庫県宝**塚**市花屋敷荘園１丁目８番５号
　夏紅星　昭和51年11月23日生
住所　大阪市浪速区湊町２丁目１番34―818号
　陳娟　昭和57年11月20日生
住所　大阪府枚方市津田南町２丁目27番１号
　王晶　昭和47年12月８日生
住所　大阪市生野区**巽**南３丁目11番33―307号
　李法子　平成４年４月21日生
住所　大阪市生野区**巽**中２丁目６番30―305号
　李麗子　昭和47年８月15日生
　高泰信　平成７年４月10日生
　高涼花　平成９年５月８日生
　高海世　平成10年７月20日生
住所　大阪市旭区高殿２丁目８番38―911号
　李敏郎　昭和31年３月26日生
　金映子　昭和38年９月６日生
　李泰希　平成12年１月18日生
住所　大阪市生野区**中**川３丁目５番14号
　李亜里紗　昭和63年３月４日生
住所　堺市北区金岡町2008番地１
　黄源植　昭和46年11月28日生
　安洋子　昭和50年３月23日生
　黄玲花　平成14年10月26日生
　黄虎喆　平成15年11月23日生
　黄宗喆　平成18年５月23日生
住所　大阪市浪速区湊町２丁目１番34―402号
　卓恵利　昭和62年10月29日生
　卓恵美　平成２年11月10日生
住所　大阪府枚方市池之宮２丁目５番１―1511号
　趙順樹　昭和46年10月18日生
住所　大阪市東淀川区大桐３丁目15番５―506号
　玄千佳　昭和56年７月21日生
住所　兵庫県尼崎市西長洲町２丁目８番30号
　玄大樹　昭和51年７月27日生
住所　大阪市旭区清水３丁目27番14号
　朴裕美　昭和57年11月25日生
住所　東京都北区浮間５丁目１番18号
　廉弥姫　昭和58年２月４日生
住所　東京都大田区多摩川２丁目28番30―409号
　ウイリアム・ヒトシ・ゴヤ　昭和56年９月11日生
住所　東京都江東区枝川３丁目10番20―906号
　劉風超　昭和62年６月20日生
住所　千葉県松戸市常盤平６丁目26番地20
　鄭啓龍　昭和63年２月24日生
　張員妮　平成25年10月12日生
　張員佳　平成27年10月18日生

○外務省告示第三百十九号

モルドバ共和国は、平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」及び平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」の締結のための加入書を平成二十八年六月十四日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同協定及び同議定書は、平成二十八年七月十四日にモルドバ共和国について効力を生じた。

（平成二十八年六月二十九日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十八年八月八日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千五百十八号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

平成二十八年八月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　都府県にあっては、六・一六五八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に一七四千円を加え、これに一・七六七七を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

二　北海道にあっては、三・一一六八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に三八千円を加え、これに一・七六七七を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

三　一及び二において、被災農地の傾斜度は度単位（度未満は切り捨てる。）とし、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　平成二十七年六月十七日農林水産省告示第千五百五十号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

３　この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十七年十二月八日に消滅したものとみなされる。

平成二十八年八月八日

農林水産大臣　山本　有二

１　登録番号　第13556号
２　登録年月日　平成17年12月７日
３　農林水産植物の種類
　Anthurium Schott
４　登録品種の名称　アンスブネム
５　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　アンスラ社
　オランダ王国　2665KV　ブライスワイク　アンスリュームウェッヒ　14

１　登録番号　第20050号
２　登録年月日　平成22年12月７日
３　農林水産植物の種類
　Antirrhinum L.
４　登録品種の名称　KEIANSAKUIM
５　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　京成バラ園芸株式会社
　東京都墨田区押上一丁目12番１号

１　登録番号　第20052号
２　登録年月日　平成22年12月７日
３　農林水産植物の種類
　Antirrhinum L.
４　登録品種の名称　KEIANCARROTOM
５　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　京成バラ園芸株式会社
　東京都墨田区押上一丁目12番１号

１　登録番号　第20060号
２　登録年月日　平成22年12月７日
３　農林水産植物の種類
　Cyclamen L.
４　登録品種の名称　FURAMUJORI
５　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　小勝信男
　埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲4510